

# 川上小学校PTA会則

## 第1章 名 称

第1条 この会は河内長野市立川上小学校PTAという。

## 第2章 目的及び活動

第2条 この会は保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の健全な育成に努める。
2. 教育環境の改善に努める。
3. 会員相互の学習と啓発によって教育に対する理解を深める。

## 第3章 方 針

第4条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って行動する。

1. 児童・青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、又もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事その他管理には干渉しない。

## 第4章 会 員

第5条 この会の会員は次の通りである。

1. 川上小学校在籍する児童の保護者で本会の趣旨に賛同するもの。
2. 川上小学校に勤務する教職員で本会の趣旨に賛同するもの。

第6条 本会の入会、退会については次のとおりである。

1. 入会の意思確認は、入学時及び転入時に書面をもって行い、卒業及び転出まで有効とする。
2. 退会の事由を明記した退会届の提出をもって、退会とする。

## 第5章 経 理

- 第7条 この会の活動に要する経費は、会費及び寄付金その他の収入によって支弁する。
- 第8条 この会の会費は月額1家庭300円とする。  
但し、事情により会費を免除することができる。
- 第9条 この会の経理は第2章の目的及び活動のために総会において決議された予算に基づいて支弁する。
- 第10条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
- 第11条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役 員

- 第12条 この会の役員は次の通りである。
1. 会 長 1名
  2. 副会長 3名（子育て部会・給食・学校運営協議会）
  3. 書記・会計 3名（常置副委員長）
  4. 常置委員長 3名
- 役員は会計監査委員を兼ねることができない。
- 第13条 役員は総会において選出される。
- 第14条 役員の任期は1年とする。  
但し、再任は妨げない。欠員が生じた時は補充することができる。  
任期は前任者の残任期間とする。
- 第15条 会長は次の職務を行う。
1. 本会を代表し会を運営する。
  2. 総会及び運営委員会を招集する。
  3. 運営委員会の承認を得て臨時委員会の委員長を委嘱する。
- 第16条 副会長は会長を補佐し、会長の事故ある時はその職務を代行する。
- 第17条 書記・会計は次の職務を行う。
1. 総会及び運営委員会の議事ならびに、この会の活動に関する重要事項を記録する。
  2. 記録、通信その他の書類を保管する。
  3. 総会で決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
  4. 年度末総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
  5. 会長の指示に従ってこの会の庶務を行い、財産を管理する。

## 第7章 会計監査委員

- 第18条 この会の経理を監査するために3名の会計監査委員を置く。
- 第19条 会計監査委員は総会において選出される。
- 第20条 会計監査委員は必要に応じ臨時会計監査を行うことができる。
- 第21条 会計監査委員の任期は1年とする。

## 第8章 地区委員・学級委員

- 第22条 地区委員・学級委員の職務および選出方法は次の通りとする。
1. 地区委員は役員を助け、地区会員の連絡に当たる。
  2. 学級委員は学級児童の指導に関して学級担任に協力する。
  3. 地区委員・学級委員の選出方法については、細則で規定する。

## 第9章 役員・会計監査委員の選出

- 第23条 役員・会計監査委員候補者の選出方法については、細則で規定する。

## 第10章 総 会

- 第24条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
- 第25条 総会は定期総会及び臨時総会とする。
1. 定期総会は役員及び会計監査委員の選出、決算報告、予算審議のために開く。
  2. 臨時総会は運営委員会が必要と認め時、または会員の10分の1以上の要求があった時に開く。
- 第26条 総会は会員の現在数の5分の1以上出席（委任状を含む）しなければその議事を開き決議することができない。
- 第27条 総会の議事は出席者の過半数で決定する。

## 第11章 運営委員会

- 第28条 運営委員会の構成は次の通りとする。
1. 役員
  2. 学級委員
- 第29条 運営委員会は次の職務を行う。
1. 運営委員会は役員、常置委員会、臨時委員会の権限以外の事務を処理し、会の運営をはかる。

2. 運営委員会は会長もしくは構成員の4分の1以上の要求があった時にこれを開く。

第30条 運営委員会は委員の現在数の2分の1以上出席しなければ議事を開き、決議することができない。

第31条 運営委員会の議事は出席者の過半数で決定する。

## 第12章 常置委員会及び臨時委員会

第32条 この会の活動に必要な事項について、研究立案するために常置委員会及び臨時委員会を設けることができる。

常置委員会及び臨時委員会について必要事項は細則で定める。

## 第13章 細 則

第33条 1. この会の運営に関して必要な細則はこの会則に反しない限りにおいて運営委員会の決議を経て定める。

2. 運営委員会は細則を制定または改廃した場合はその結果を総会において報告する。

## 第14章 改 正

第34条 この会則は総会出席者の3分の2以上の賛成がなければ改廃することができない。

(附 則)

この会則は、昭和59年 5月12日より施行する。

第1回改正 昭和62年 4月25日

第2回改正 昭和63年12月13日

第3回改正 平成13年 5月15日

第4回改正 平成31年 5月10日、令和2年度より施行する。

第5回改正提案 令和3年4月書面総会にて

## 細 則

### 第 1 章 役員候補者の選出

第 1 条 役員候補者を選出するため、指名委員会を設ける。

第 2 条 指名委員会は、地区代表・学校代表によって構成し、会長が招集する。

第 3 条 役員候補者は、次期地区会員の中より各地区 1～2 名ずつ、計 10 名選出する。

### 第 2 章 会計監査委員候補者の選出

第 4 条 会計監査委員候補者は、現役員の中から互選により選出する。

### 第 3 章 地区委員・学級委員(広報文化・環境整備・購買)

第 5 条 地区委員・学級委員(広報文化・環境整備・購買)は次の方法で選出する。

1. (1)地区委員は、清見台 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、楠台、楠翠台より 4 名(地区によっては地区委員選出がない年度あり)選出する。

(2)地区会を開き、各地区より選出する。

(3)各地区の世帯数により選出数を毎年検討する。

2. 学級委員は、各学年より 2～4 名選出する。

### 第 4 章 常置委員会及び臨時委員会の設置

第 6 条 常置委員会として、次の委員会を置く。

1. 広報・文化委員会

2. 環境整備委員会

3. 購買委員会

第 7 条 常置委員会は次の職務を行う。

1. 広報・文化委員会は P T A だより等を発刊し、会員相互の連携に努める。  
また、会員の教養・親睦をはかるため、講演会・社会見学等を企画実施する。

2. 環境整備委員会は、児童をとりまく環境整備に努める。

3. 購買委員会は、児童の学習に必要な学用品の販売を行う。

第8条 学級委員はいずれかの常置委員会に所属するものとし、各会の正副委員長は地区委員の選出時に決定する。

## 第5章 改 正

第9条 この細則は、運営委員会において、構成員の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

第10条 この細則は、昭和60年 1月18日より実施する。

第1回改正 昭和62年 1月17日

第2回改正 昭和63年 1月30日

第3回改正 平成 元年 12月13日

第4回改正 平成 8年 2月17日

第5回改正 平成10年 3月 6日

第6回改正 平成12年 2月 5日

第7回改正 平成13年 2月17日

第8回改正 平成14年 3月16日

第9回改正 平成14年 12月 7日

第10回改正 平成16年 11月 7日

第11回改正 平成17年 5月19日

第12回改正 平成18年 2月18日

第13回改正 平成21年 3月 7日

第14回改正 平成31年 2月16日

第15回改正 令和3年 2月13日